入札説明書

【総合評価落札方式】

業務名称:相互理解・交流促進事業に係る業務委託契約 (2024年度~2026年度)

調達管理番号:24c00002000000

第1 入札手続

第2 業務仕様書(案)

第3 技術提案書の作成要領

第4 経費に係る留意点

第5 契約書(案)

別添 様式集

2023 年 11 月 1 日 独立行政法人国際協力機構 中国センター

第1 入札手続

1. 公告

公告日 2023 年 11 月 1 日 調達管理番号 24c00002000000

2. 契約担当役

中国センター 所長

3. 競争に付する事項

- (1)業務名称:度相互理解・交流促進事業に係る業務委託契約(2024年度~2026年 度)
- (2) 選定方式:一般競争入札(総合評価落札方式)
- (3) 業務仕様:「第2 業務仕様書(案)」のとおり
- (4) 業務履行期間 (予定): 2024年4月1日から2027年3月31日

4. 手続全般にかかる事項

(1)書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、 本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります(以降の文中で参照先にしています)。

〒739-0046

広島県東広島市鏡山 3-3-1 ひろしま国際プラザ JICA 中国 市民参加協力課 担当:黒崎

【電話】082-421-6305

[FAX] 082-420-8082

【メールアドレス】jicacice@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン (jica. go. jp) またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

(2)書類等の提出方法

- ・メールによる場合:上記(1)あて ※圧縮ファイル及び5MB以上の添付ファイルは受信できません。その場合、 データを送受信するサイトをお伝えしますので、事前にメールにてご連絡く ださい。
- ・郵送等による場合:(1)宛 なお、簡易書留、レターパック等、配達業者発行の受付記録が残る方法に限

ります。

・持参の場合:同ビル1階 JICA 中国 市民参加協力課にご提出ください。 なお、JICA 中国の開所時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9 時30分から午後5時45分(午後0時30分から午後1時30分を除く)となります。

2) 書類等への押印省略

競争参加資格確認申請書、共同企業体結成届、技術提案書、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。

ただし、押印が困難な場合は、機密保持誓約書を除き各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より(もしくは社内責任者に cc を入れて)メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 1 5 年細則 (調) 第 8 号) 第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が 発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者
 - 具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関 係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成20年規(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けてい る者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a)競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止 期間中の場合、本入札には参加できません。
- b)資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、 入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できま せん。
- c)資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1)全省庁統一資格

令和04・05・06年度全省庁統一資格で「役務の提供等」の資格を有すること。(等級は問わない)

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。 共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式集参照)を作成し、 各社毎の競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、原 則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき 又は発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補 助的な業務に限り再委託は可能です。

(4) 応札制限(利益相反の排除)

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様 の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の2)を「4.担当部署等(1)書類等の提出先」に記載のメールアドレス宛に、タイトルを【競争参加資格確認申請書等の提出(社名●●)】として、電子メールにて提出してください。

なお、紙面での提出も可としますが、以下の2)を「4.担当部署等(1)書類等の提出先」まで郵送もしくは持参(締切日必着)で提出してください。郵送の場合は簡易書留、レターパック等、送達状況を追跡可能な方法を用いて発送し、封筒に調達管理番号および業務名称を記載ください。

1)提出書類:

- a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
- b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)
- c)共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
 - ・共同企業体結成届
 - ・共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記 a)、b))

2) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。

6. 入札説明書に対する質問

- (1)業務仕様書(案)の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式(別添様式集参照)に記載のうえご提出ください。
- (2)公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお 断りしていますのでご了承ください。
- (3)上記(1)の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、 以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略 します。

国際協力機構ホームページ(https://www.jica.go.jp)

- →「調達情報」
- →「公告・公示情報」
- →「各国内拠点(JICA 緒方研究所を含む)における公告・公示情報-エ

事、

物品購入、役務等 - (2023 年度)」

→「JICA中国」

https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2023.html#chugoku

(4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。 入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

7. 技術提案書

(1) 提出方法

提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。 技術提案書(押印写付)・入札書(押印写付)とも、電子データでの提出を原則 とします。

技術提案書は GIGAPOD の専用フォルダ(応募のご連絡を頂いた際に個別にご連絡致します)にパスワードを付せずに格納してください。技術提案書 PDF ファイルのアップロード完了後、格納が完了した旨を 4. 手続全般にかかる事項 (1) 書類等の提出先までメールでご連絡ください。

また、入札書はパスワードを付して、jicacice@jica.go.jp 宛にメールで提出してください。入札書のパスワードは入札開始時刻から10分以内まで受付可能となりますのでご注意ください。

なお、紙面での提出も可としますが、以下の2)を「4.担当部署等(1)書類等の提出先」まで郵送もしくは持参(締切日必着)で提出してください。郵送の場合は簡易書留、レターパック等、送達状況を追跡可能な方法を用いて発送し、封筒に調達管理番号および業務名称を記載ください。

- (2) 提出書類
 - 1)技術提案書(押印写付)(別添様式集参照)
 - 2)入札書(押印写付)

(紙面で提出の場合)

- a)「11.入札執行(入札会)の日時及び場所等」に記載する入札執行日に開札する入札書を長3号封筒に<u>厳封</u>の上、2024年1月5日までに提出ください。同入札書は、機構にて厳封のまま入札執行日まで保管します。
- b)本入札書については、原則代理人を立てず、入札者の名称または商号並びに代表者の氏名による入札書とし、社印または代表者印を押印してください。
- c)日付は入札執行日としてください。封筒に入れ、表に件名/社名を記入 し、厳封のうえ提出してください。

(3) 技術提案書の記載事項

- 1)技術提案書の作成にあたっては、「第2業務仕様書」、別紙「技術評価表」に記載した項目をすべて網羅してください。
- 2) 詳細は、「第3 技術技術提案書の作成要領」を参照ください。

(4) その他

- 1) 一旦提出(送付)された技術提案書及び初回の入札書は、差し替え、変更または取り消しはできません。
- 2) 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。
- 3)技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

(5) 技術提案書の無効

- 1)次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。
- 2) 提出期限後に提出されたとき。
- 3)提出された技術提案書に記名、押印写がないとき。ただし、押印が困難な場合は、第1入札手続き4.(2)2)を参照の上ご提出ください。
- 4) 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき(虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります)
- 6) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

10.技術提案書の評価結果の通知

技術提案書は、当機構において技術評価し、技術提案書を提出した全者に対し、別紙「手続・締切日時一覧」に則し、結果を通知します。通知期限までに結果が通知されない場合は、上記4. 窓口にメールでお問い合わせ下さい。

11. 入札執行(入札会)の日時及び場所等

入札執行(入札会)にて、技術提案書の評価に合格した者の提出した入札書を 開札します。

(1) 日時: 2024年1月10日(水)午前10時

(2)場所:広島県東広島市鏡山 3-3-1

JICA 中国 2階 ブリーフィング&オリエンテーション室

- ※入札会会場の開場時刻:開場は、入札会開始時刻の5分前となります。 1階受付前にて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。入札執行開始時刻に間に合わなかった者は入札会(入札執行)に参加できません。
- ※ただし、既に「9.技術提案書・入札書の提出」の規定に基づき提出されている入札書は有効とします。
- ※希望する入札者にはMicrosoft Teams で中継することが可能です。(それが困難な場合には電話も可とします。)入札開始時間になっても電話会議の連絡が来ない、途中で切れた場合には、「4. 担当部署等」に記載した番号に電話連絡ください。

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の入札金額が機構の定める予定価格を超えた場合は 再入札(最大で2回)を実施します。再入札は、初回入札に続けて実施 しますので上記日時に再入札書をメールで送付できるよう遠隔で待機く ださい。

12. 入札書

- (1)第1回目の入札書の提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧 ください。
- (2) 第1回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書 としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めてください。
- (3)機構からの指示により再入札の入札書は、入札件名、入札金額を記入して、パスワード付き PDF をメールに添付して提出ください。なお、別メールによるパスワードの送付は機構から指示によってください。
 - 1)代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印(個人印についても認めます)。
 - 2)代理人を定める場合は、委任状を再入札書と同時に提出のうえ、法人の名称または商号並びに代表者名及び受任者(代理人)名を記載し、代理人の印(委任状に押印したものと同じ印鑑)を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - 3)委任は、代表者(代表権を有する者)からの委任としてください。
 - 4) 宛先:「4. 担当部署等(1) 書類等の提出先」をご覧ください。 件名:【再入札書の提出】(調達管理番号)_(法人名)
- (4) 入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた税抜き価格としてください。
- (5)入札価格の評価は、「第2業務仕様書(案)」に対する総価(円)(消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の

110分の100に相当する金額)をもって行います。

- (6)契約に当たっては、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額を契約金額 とします。
- (7)入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消すことが出来ません。
- (8)入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入 札書を提出したものとみなします。
- (9)入札保証金は免除します。

13.入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2)入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6)入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明 瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10)条件が付されている入札

14. 落札者の決定方法

総合評価落札方式(加算方式)により落札者を決定します。

(1)評価項目

評価対象とする項目は、第2.業務仕様書(案)の別紙評価表の評価項目及び入 札価格です。

(2) 評価配点

評価200点満点とし、

技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ

技術点100点

価格点100点

とします。

(3) 評価方法

1)技術評価

「第2 業務仕様書(案)」の別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された 配点を上限として、以下の基準により評価(小数点以下第三位を四捨五入し ます) し、合計点を技術評価点とします。

| 当該項目の評価 | 評価点 |
|--|-------|
| 当該項目については極めて優れており、高い付加価値が ある業務の履行が期待できるレベルにある。 | 90%以上 |
| 当該項目については優れており、適切な業務の履行が十 分期待できるレベルにある。 | 80% |
| 当該項目については一般的な水準に達しており、業務の 履行が十分できるレベルにある。 | 70% |
| 当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。 | 60% |
| 当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるレベルにある。 | 50%未満 |

なお、技術評価点が50%、つまり100点中50点(「基準点」という。)を下回る場合を不合格とします。不合格となった場合は、「10. 技術提案書の評価結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

2) 価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、小数点以下第三位を四捨五入します。

価格評価点= (予定価格-入札価格) / 予定価格× (100点)

3)総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

(4) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札金額を応札した者のうち、総合評価 点が最も高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき総合評価点の者が2 者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

【予定価格についての説明】

なお、本来予定価格は消費税等を含みますが、本書に記載の「予定価格」は、本来の 予定価格から消費税等額分を除いた金額=「本体価格」を示しています。

(5) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を 失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した技術提案書に不備が発見され、上述の9. に基づき「無効」 と判断された場合
- 2) その者が提出した入札書に不備が発見され、13. に基づき「無効」と判断された場合
- 3)入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引 の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる

15. 入札執行(入札会)手順等

オンライン参加の入札者がいる場合、入札会の状況は入札者に Microsoft Teams (それが困難な場合には電話も可とします)で中継します。入札経過や入札結果、再入札の有無等については中継の際に入札者と情報共有しますので入札者は必ず参加ください。

なお、競争参加資格確認申請書に記載いただいたご担当者のメールアドレス宛 てに機構から入札会中継の接続先をご連絡します。もし入札会が行われる1営 業日前の16時までに連絡がない場合には4. (1)メールアドレス (jicacice@jica.go.jp)までお問合せください。

(1)入札会の手順

(来場の場合)

1)入札会参加者の確認

機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、 入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は<u>各社1名とし</u>、これ以外 の者は入札場所に立ち入ることはできません。

2)入札会参加資格の確認

各出席者から委任状(代表権を有する者が参加の場合は不要)を受理し、入札 事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。

(オンライン参加の場合)

- 3)機構の入札立ち会い者の確認
- 4)入札会開始時間の5分前から、会議招集した Microsoft Teams に接続可能となりますので接続を開始してください。また、電話で中継する者に対しては機構から電話連絡します。なお、入札開始時間になっても接続できない、電話がかかってこない(もしくは途中で切れた)などの場合には、「4. 担当部署等」に記載した番号に電話連絡ください。
- 5)入札開始時間から10分の間に提出済の入札書(要押印、以下同じ)のパスワードを送付ください(別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください)。
- 6)入札開始時間から5分経過した時点でパスワード送付がない入札者には Microsoft Teams もしくは電話でその旨を伝えます。なお、Microsoft Teams も しくは電話で参加しなかった入札者についても10分までの間にパスワード の送付があれば受理し入札参加を認めます。

(来場・オンライン共通)

7) 技術評価点の発表

入札開始時間から10分を経過した時点でパスワードの受理を締切り、入札事 務担当者が、入札者の技術評価点を発表します。

8) 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が既に提出されている入札書(パスワード付き PDF) を入札会時に入札者から提出されるパスワードを用いて開封し、入札書の記載内容を確認します。

9)入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額を読み上げます。

10)予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入札金 額と照合します。

11) 落札者の発表等

入札執行者が予定価格を超えない全入札者を対象に、「14. 落札者の決定方法」に記載する方法で総合評価点を算出し、読み上げます。結果、総合評価点が一番高い者を「落札者」として宣言します。

価格点、総合評価点を算出しなくとも落札者が決定できる場合または予定価格の制限に達した価格の入札がない場合(不調)は、入札執行者が「落札」または「不調」を発表します。

12) 再度入札(再入札)

「不調」の場合には引き続き再入札を行います。Microsoft Teams もしくは電話で参加しなかった入札者に対しては、競争参加資格申請時のメール本文に記載されたメールアドレス宛に再入札の案内をします。再入札書、委任状(入札書の記名が代表者でない場合)を指定した時間までに送付してください。なお、再入札書はパスワードを付した PDF をメールで送付頂きますが、可能な限り初回と同じパスワードとしてください。

再入札2回を行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります。

(2) 再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、メールでお送りください。

(3)入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4)不落随意契約

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

16. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者は、入札金額の内訳書(社印不要)を提出ください。
- (2)「第5 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第5 契約書(案)」を参照してください。なお契約書(案)の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。
- (4)契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

17. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に 契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を 有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表しま す。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照

願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
 - a)対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - b)直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - c)総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - d) 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法 人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財 務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

18. その他

- (1)機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2)技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術 提案書電子データについては、機構が責任をもって削除します。なお、機構は、 落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者 に無断で使用いたしません。
- (4) 技術評価で不合格となり入札会へ進めなかった者の事前提出済み入札書の電子 データ(PDFのパスワードがないので機構では開封できません) は機構が責任を もって削除します。
- (5)技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (6)競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の評価の結果不合格の通知を受けた者は通知した日の翌日から起算して7営業日以内、入札会で落札に至らな

かった者は入札執行日の翌日から起算して7営業日以内に、その理由や技術評価の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. 担当部署等(1)書類等の提出先」までご連絡ください。

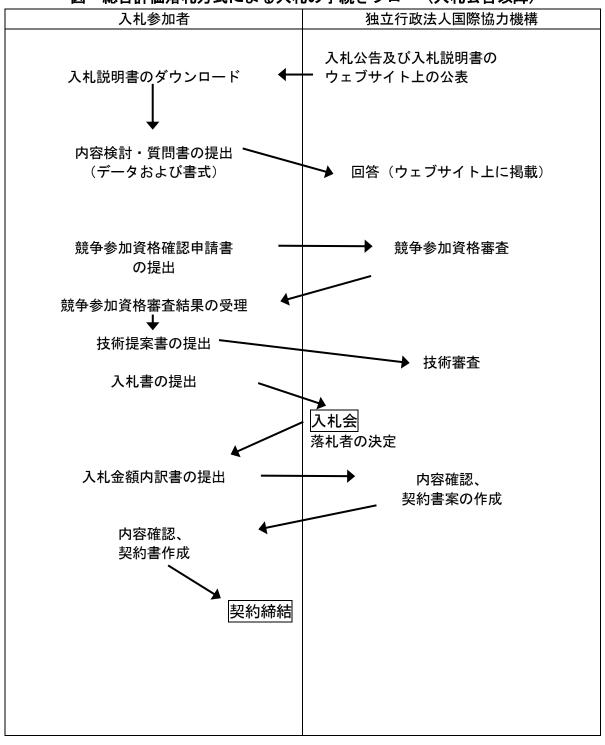
(7)辞退する場合

競争参加資格有の確定通知を受け取った後に、入札への参加を辞退する場合は、 遅くとも入札会 1 営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで 送付願います。

宛先: jicacice@jica.go.jp

件名:【辞退】(調達管理番号)_(法人名)_案件名

図 総合評価落札方式による入札の手続きフロー (入札公告以降)



第2 業務仕様書(案)

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」)が実施する「相互理解・交流促進事業に係る業務委託契約(2024年度~2026年度)」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景及び目的:

JICA 中国センター(以下「JICA 中国」と記す)は、毎年開発途上国の行政官を JICA 研修員(以下、「研修員」と記す)として招いています。その中には 1 か月程度の短期 研修員もあれば、大学院に留学し、外国籍住民として暮らす長期研修員も数多くいます。研修員にとって、学校・大学への訪問やイベント、開発途上国の平和に関する議論・対話を通じて、児童生徒・大学生、市民と交流することは日本及び日本人に対する理解 促進に大きく寄与するものと考えられます。また交流する生徒、教員、市民にとっても 研修員の出身国についての理解や関心を深めることを通じて、開発途上国や JICA 事業 への理解を深めることを目的として実施します。

- 2. 業務実施期間:2024年4月1日~2027年3月31日(予定)
- 3. 業務対象地域:中国地方5県(主な事業は広島県内で実施)※4.(2)の④、⑤は、JICA留学生が在籍する中国地方の大学から日帰り圏内の場所での実施可。

4. 業務の内容

(1)対象とする研修員

原則として、短期・長期全ての JICA 研修員を対象とし、募集・参加申し込みを経て参加者を決定する。なお、JICA 中国の研修事業概要については、下記 JICA 中国ホームページを参照。

JICA 中国ホームページ URL:+

https://www.jica.go.jp/chugoku/enterprise/kenshu/index.html

(2) 実施プログラム

①地域市民対象イベント(名称未定)

〇目的:主に小学生高学年の市民を対象とし、JICA 事業について理解と関心を深めてもらうことを目的とする。研修員が参加することにより JICA 事業の対象である開発途上国についても知ってもらう機会とする。SDGs の具体的な目標の実現と中国地方で JICA 事業を活用した団体の取り組みを結び付けた紹介や体験参加型のブースを出展するなどを想定。イベント名称とともに具体的な内容を技術提案書に提案すること。

〇回数:年1回

〇開催日時:祝休日 1 日終日

〇場所:広島県内(候補となる場所、日時、内容を技術提案書にて提案すること)

○留意点:小学生高学年以上を主なターゲットとする

○参加人数:300 人程度

②サイエンスパーク施設公開

〇目的: JICA 中国の立地するサイエンスパーク施設公開時に、主に親子連れを対象とし、開発途上国・地域や国際協力に対する関心と理解を促すアクティビティやワークショップ、研修員の出身国の紹介(クイズや展示など)等を提供する。より具体的な提案について技術提案書に記載すること。

〇回数:年1回

〇開催日時:広島中央サイエンスパーク研究交流推進協議会が指定する日、終日(例

年8月上旬の平日に実施)

〇場所:ひろしま国際プラザ

○留意点:サイエンスパーク施設公開が中止となった場合は、①地域

市民対象イベントとして実施する。(①②を合わせて年に 2 回実施とする。

〇参加人数:300 人程度

③研修員と市民との交流(ピーストーク)

〇目的: 平和への意識が国内でも高い広島県内において、アフガニスタン、ルワンダ、南スーダン等、内戦・紛争の経験国から来た長期研修員等が講師を務め、国の概要、過去の出来事と現在の様子、平和や広島に対する思い等につき紹介する。それにより、開発途上国・地域における平和や復興支援に関する理解・関心を高める。

〇回数:年2回(実施時期は問わない)

〇開催日時:祝休日、半日程度

〇場所:広島県内

〇留意点:

- 参加者と研修員等との対話、および参加者同士が平和について語り合う時間を 設ける等、参加型で行う形式とし、具体的な内容は技術提案書にて提案すること。
- 必要に応じて難民や復興支援等に関する説明・情報を加え、参加者の理解促進 に努めること。
- JICA 研修員以外の紛争国出身の留学生等を講師とすることも可能。但し JICA 研修員の参加は必須とする

〇参加人数:各回 20 人程度

〇過去の実施例:

https://www.jica.go.jp/chugoku/topics/2022/i8dm010000001gys.html

④研修員の学校訪問

〇目的:研修員が日本の学校現場を訪問することにより、日本の教育の現状や教員、児童・生徒の日常生活などを知り、日本社会について理解を深める。また、研修員とが交流することにより、児童・生徒の開発途上国や異文化理解に関する児童・生徒の興味・関心を高める機会とする。

〇回数:年7回

〇開催日時:平日 2~5 時間(学校滞在時間)

○場所:幼・保育園・小・中・高・特別支援学校

原則、研修員の滞在先及び在籍する大学より日帰りで行ける場所

○留意点:

- 子供たちが開発途上国のことを深く知り、研修員の日本理解を促進するプログラムとなるよう対象団体に対して助言を行う。
- 研修員が日本の学校教育の特徴や優れた点を理解できるよう、情報、説明を加える。
- 児童・生徒、教員が、JICA 事業を含む国際協力等に関心・理解を深めることができるよう、説明等を加える。
- 事前の資料の翻訳、当日の通訳等の手配が必要な場合、経費を計上すること
- JICA 長期研修員は中国地方各地の大学に在籍しているので、各大学から日帰り圏内の学校からの依頼に応える形を取ること。具体的には、全7回のうち、岡山大学(1回)、山口大学(1回)、広島大学(3回)に在籍するJICA長期研修員が大学の所在する基礎自治体から日帰り可能な訪問先を想定すること。残り2回は短期研修員の参加を想定。こちらは訪問可能日が研修日程にとって限定されるので、契約開始後、日程が決定次第JICA中国より連絡する。
- 各大学には複数名以上の JICA 長期研修員が在学している。各回の募集・参加申し込みを経て決定した研修員に同行する者に必要な人件費、直接経費を計上すること。

〇参加人数:研修員若干名/回、生徒 40 人/回(1 クラス)程度

〇過去の実施例:

2022 年度募集

https://www.jica.go.jp/chugoku/enterprise/kaihatsu/haken/index.html 実施例

https://www.jica.go.jp/chugoku/enterprise/kaihatsu/haken/report.html

⑤研修員の大学等訪問

〇目的:研修員が日本の大学生・短大生・高専生・専門学校生等と交流し、研修員が日本で学んでいる分野についての意見交換や、出身国の社会・文化などの紹介

を通じた交流を行い、相互理解を深める。

〇回数:年5回

〇開催日時:平日2~5時間(学校滞在時間)

○場所:中国地方の大学・短大・高専・専門学校等

○留意点:

- 高校までの学校訪問と比し、より学問的な議論や大学生レベルでの相互理解 が図れる内容となるよう、対象団体に助言を行う。
- 事前の資料の翻訳、当日の通訳等の手配が必要な場合は経費を計上すること。
- JICA 研修員は中国地方各地の大学に在籍しているところ、各大学から日帰り圏内の大学等からの依頼に応える形を取ること。具体的には、全5回のうち、岡山大学(1回)、山口大学(1回)、広島大学(3回)に在籍するJICA長期研修員が大学の所在する基礎自治体から日帰り可能な訪問先を想定すること。
- 各大学には複数名以上の JICA 長期研修員が存在するため、募集・参加申し 込みを経て決定した研修員へ同行者に必要な人件費、直接経費を計上すること。

〇参加人数:研修員若干名/回、学生 10 人程度/回(ゼミやサークル単位を想定) 程度

5. 業務内容(TOR)

(1) 実施前

公募が必要なもの:4. 業務の内容(2)実施プログラム④⑤

- 1) 発注者が受注者と相談のうえ、参加可能な研修員を決定する。発注者が募集要項を作成し、受注者はホームページ原稿(案)及び応募用紙(案)を作成し、JICA中国へ提出する。発注者は JICA中国ホームページに掲載し、問い合わせ・応募窓口について受注者が行う。
- 2) 受注者は、対象候補団体及び参加者に対し十分かつ適切な応募勧奨を行う。
- 3) 募集終了次第、発注者と受注者は協議を行い、発注者は対象団体及び参加者を 決定する。
- 4) 受注者は応募団体及び参加者に対し、実施及び参加の可否を連絡する。
- 5) 受注者は選定された団体と適宜事前打ち合わせを実施し、適切なプログラムとなるよう助言を行う。

公募が必要ないもの: 4. 業務の内容(2)実施プログラム①②③

- 1) 発注者は、参加可能な研修員を決定し、受注者とその情報を共有する。
- 2) 受注者はプログラムを企画し、2か月前までに発注者に提出し確認を得る。

全業務共通事項

- 1) 協力団体、対象団体、講師等と日程調整を行う。
- 2) 参加者への案内・取りまとめ。
- 3) 参加研修員への事前のブリーフィングを実施。事前ブリーフィングにより、日本理解促進が図られるよう留意する。
- 4) 研修員より何かしらの発表を行う場合は、受注者が発注者に提出するプログラム案にて内容や手法等について明記したうえで、参加者に説明し適宜指導を行う(方法は任意)。
- 5) プログラム実施のための各種調整(会場手配・調整、協力団体・個人との調整、 講師手配、資機材手配・調達、移動手段の確保(移動手段にかかる経費は直接 経費で計上すること(傭上が困難な場合、JICA所有のバスの使用について発注 者との相談は可能))・保険手配(必要な場合)等)。
- 6) ①、③の告知は1か月半前までに告知文及びチラシを発注者に提出し確認を得るとともに、受注者のウェブサイト等で告知広報を行う。イベントのテーマや対象者に応じて告知方法を工夫し、集客に努めること。
- 7) メディア向けのプレスリリース(案)を受注者にて作成し、発注者へ提出する。 プレスリリースのフォーマットは発注者より提供する。なお、参加者募集を企 図したプレスリリース(例えば新聞のイベント告知欄への掲載等)については 実施の2週間前までに、当日の取材を企図したプレスリリースについては実施 の10日前までに、受注者は発注者へ提出すること。また、発注者に相談の上、 メディアに個別連絡をすること。
- 8) メディアからの取材依頼等があった場合は、対象団体や訪問先、研修員等に情報共有、調整等を行う。また、発注者に可能な限り事前に情報を共有する。
- 9) 受注者は事業内容に即したアンケート用紙を準備し、発注者に提出し確認を得る。

(2) 実施当日

- 1) 、発注者と協議の上決定した移動手段にて受注者が JICA 研修員等の参加者を 引率する。
- 2) プログラムに参加する日本人等 JICA 研修員以外の参加者が JICA 事業、国際協力等について関心・理解を深めることができるような説明等を行う。
- 3) 円滑かつ効果的にプログラムが実施されるよう、上記協力団体・講師・対象団体のサポートを行う。
- 4) 実施状況の確認と写真撮影を含む活動の記録を行う。
- 5) JICA 研修員及び日本人参加者にアンケート記入の協力を依頼し、終了後に回収する。

(3) 実施後

- 1) 受注者は、上記の回収したアンケートの結果を集計・分析し、成果及び実施上 の改善点等を含めて 2~3 ページに取りまとめ、プログラム実施後速やかにア ンケートとともに発注者へ提出する。
- 2) JICA 中国のホームページ掲載用の記事(案)を作成し、発注者へ提出する。長さは 1~1.5 ページ程度、写真添付要。写真については著作権や肖像権等使用上の問題がないものを使用する。
- 3) 後日メディア掲載がある場合は、発注者に情報を共有する。

6. 業務報告及び経費の請求

(1)業務報告書の提出

受注者は、四半期毎に業務実施報告書を、翌四半期の初めの月の末日までを期限として、発注者に提出する。また、契約最終年である 2026 年度第 4 四半期は業務完了報告書を作成し、第 4 四半期末日までを期限として、発注者に提出する。

(2) 経費精算報告書の提出

受注者は業務実施報告書と同時に経費精算報告書を提出する。経費精算報告書には、 発注者と受注者が予め合意した人月単価を乗じて算出した金額(業務人件費)、直 接経費、間接経費(管理費)およびこれらを加えた総額を実施経費として記載する。

(3) 業務実施報告書および経費精算報告書の検査

業務実施報告書および経費精算報告書を受領後、発注者はこれを検査し、合格した場合に受注者に通知する。検査の結果不合格となった場合は、受注者に修正を求める。

(4) 実施経費の請求

発注者から合格の通知を受けた受注者は、実施経費を発注者に請求するものとする。

(5) その他

当初想定しなかった状況が発生した場合の経費の取り扱いは、発注者がその都度受注者と協議の上対応を決定する。

また、受注者は、契約金額について各四半期の最初の月に当該四半期に必要な経費の概算を請求することができる。

7. 業務実施体制等

- (1) 受注者は、業務責任者と業務従事者をそれぞれ定める。業務責任者は、本件業務を統括する者とし、本件業務に関し発注者と受注者が協議を行う際に対応する。 ただし、別紙評価表のとおり、評価対象者は業務責任者のみとなっているところ、 技術提案書提出時には業務従事者の履歴書添付は不要。
- (2) 各プログラムにはその都度受注者の要員が実施場所に出向き対応する。日本語で行うプログラムに研修員が参加する場合は、受注者の要員ないしは受注者により傭上された者が必要に応じ英語等での通訳を行う。実施に係る要員は、TOEIC730

点以上また同等以上の英語力を有する者で、かつ同種の業務経験(外国人に対するイベント等の説明及び実施を行う業務の経験)を有する者とする。

- (3) 発注者との打合せは、オンラインで実施することも可能であり、JICA 中国への 訪問を必須としない。
- (4) 業務責任者及び業務従事者は、大卒相当かつ社会人経験を有するものとし、業務量目途は合計約 15.6 P/M (人月、以下同じ)を想定。ただし、これはあくまでも目安であり、以下の団員構成・合計 P/M とは異なる提案も可とする。
 - 1) 業務責任者: 3.0 P/M
 - 2) 業務従事者:12.6 P/M
- (5) 発注者は、必要かつ可能な範囲で同要員の業務実施のため JICA 中国内の設備・機材の使用を許可する。ただし、設備・機材のセッティングについては受注者により行うこと。また、研修室の使用については、発注者の手配の後、施設管理業者との調整については受注者により行うこと。

設備・機材の主なものは以下の通り。

- 1) PC (ネット接続なし)、プロジェクター、スクリーン
- 2) 民族衣装、民族楽器、国旗
- 3) 研修室 (WiFi あり、定員約 60 名、定員約 24 名、定員約 12 名それぞれあり)

8. 業務を実施する上での留意点

- (1)依頼団体、講師、参加者、図書室利用者等の個人情報の取り扱いに際しては、情報の漏洩がないよう個人情報保護に十分に注意すること。
- (2) 受注者の自主事業と誤解を受けないよう、JICA 主催事業として分かるよう告知 やプログラム等で留意すること。

第3 技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書(案)」に明記されている内容等を技 術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

1. 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下のとおりです。

技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応札者独自の様式を用いて頂いても結構です。技術提案書のページ数については、評価表「技術提案書作成にあたっての留意事項」のとおりです。

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

- (1) 応札者の経験・能力等
 - 1) 類似業務の経験
 - a)類似業務の経験(一覧リスト)・・・・・・(参考:様式1(その1))
 - b)類似業務の経験(個別)・・・・・・・・(参考:様式1(その2))
 - 2) 資格・認証等・・・・・・・・・・・・・・・(任意様式)
- (2)業務の実施方針等・・・・・・・・・・・・・・(任意様式)
 - 1) 業務実施の基本方針(留意点)・方法
 - 2) 業務実施体制(要員計画・バックアップ体制等)
 - 3)業務実施スケジュール
- (3) 業務責任者の経験・能力等
 - 1)業務責任者の推薦理由・・・・・・・・・・・・(任意様式)
 - 2)業務責任者の経験・能力等・・・・・・・(参考:様式2(その1、2))
 - 3) 特記すべき類似業務の経験・・・・・・・・(参考:様式2(その3))

2. 技術提案書作成にあたっての留意事項

技術提案書は別紙の「評価表」を参照し、評価項目、評価基準に対応する形で作成いただきますようお願いします。(評価項目、評価基準に対応する記述がない場合は、評価不可として該当項目の評価点は0点となりますのでご留意ください。)

3. その他

技術提案書を電子データで提出される場合は、可能な限り1 つの PDF ファイルに まとめて、提出ください。

評価表(評価項目一覧表)

| 評 恤 表 (評価項目一覧表) | | | | |
|------------------------------|---|----|---|--|
| 評価項目 | 評価基準(視点) | 配点 | 技術提案書作成 にあたっての留意事項 | |
| 1. 社としての経験・能力等 | | 30 | 業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応札者の社としての類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。 | |
| (1) 類似業務の経験 | ・類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、名刺作成及び名刺発注システムの構築・運用に関する業務とする。 ・過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 | 25 | | |
| (2)資格・認証等 | ・以下の資格・認証を有している場合評価する。 ・マネジメントに関する資格(ISO9001 等) ・情報セキュリティに関する資格・認証(ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等) ・女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」または「プラチナえるぼし認定」 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」または「プラチナくるみん認定」 ・若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」 ・その他、本業務に関すると思われる資格・認証 | 5 | 資格・認証を有する場合はその証明書の写しを提 出願います。 | |
| 2. 業務の実施方針等 | | 45 | | |
| (1)業務実施の基本方針(留意 点)・方法 | ・業務の目的及び内容等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。・提案されている業務の方法については、具体的かつ現実的なものか。・その他本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか。 | 30 | 業務仕様書案に対する、本業務実施における基本 方針及び業務実施方法を記述してください。 | |
| (2)業務実施体制(要員計画・ バックアップ体制) | ・提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施(管理)体制や要員計画が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。具体性のないあいまいな提案となっていないか。 ・要員計画が適切か(外部の人材に過度に依存していないか。主要な業務の外注が想定されていないか)。 | 10 | 業務仕様書案に記載の業務全体を、どのような実施(管理)体制で実施するか記述してください。 | |
| (3)業務実施スケジュール | ・具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されているか。 | 5 | | |
| 3. 業務責任者の経験・能力 | | 25 | 業務責任者の経験・能力等(類似業務の経験、実務 経験及び学位、資格等)について記述願います。 | |
| (1)業務責任者 | | | | |
| 1)類似業務の経験 | ・類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、国際交流活動か市民活動支援に関する各種支援業務とする。 ・概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 | 15 | 当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から(現職含む)、業務責任者の業務内容として最も適切と考えられるものを選択し、類似する内容が具体的に分かるよう最近のものから時系列順に記述してください。 | |
| 2)業務責任者としての経験 | ・最近10年の総括経験にプライオリティをおき評価する。 | 5 | | |
| 3)その他学位、資格等 | ・発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格、業務経験などがあるか。・その他、業務に関連する項目があれば評価する。 | 5 | 当該業務に関連する資格や英語の資格等を有する 場合はその写しを提出してください。 | |

第4 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書(案)に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

(1) 経費の費目構成

1)業務の対価(報酬)

業務従事者ごとに日(月)額単価を設定し、想定する人日(人月)を乗じ算出ください。報酬単価には管理的経費を含めて積算ください。

2) 直接経費

当該業務の実施にあたって支出が想定される直接経費は、「材料費」「旅費」「会場費」「謝金(通訳・外部講師)」「保険料」「雑費」です。

(2)入札金額

「第1.入札手続き 12.入札書(6)」のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争はこの金額で行います。なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

(3) 定額で見積る直接経費

直接経費のうち、本事業での業務従事者の旅費・交通費として各年300,000円を定額計上してください。また、④研修員の学校訪問(対面)と⑤大学等訪問において、バス傭上が必要となります。バス傭上費として④と⑤を合わせて各年400,000円(事業全体/定額)を計上してください。ただし、JICA中国が所有するバスについては、双方で事前協議をした上で、使用の確定をします。(平日の朝と夕方に定時運行を行っているため、9時30分~17時頃までの使用になります)

以上の経費は、入札時点でその適切な見積もりが困難であることから、定額で入札金額に計上することにより、価格競争の対象としません。ただし、本経費については、業務完了時に証拠書類に基づき精算を行います。また、契約期間中に増額が必要となる場合には発注者、受注者双方で協議し、当該部分について増額の契約変更を行うことを可とします。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

業務の対価(報酬)については、契約金額内訳書に定められた単価及び実績による。 受注者は業務完了にあたって経費精算報告書を作成し、実績を確認できる書類を添 付すること。発注者は精算報告書を検査し、検査結果及び精算金額を通知する。受注 者は当通知に基づき、請求書を発行する。

直接経費については、契約金額の範囲内において、領収書の証拠書類に基づいて。 実質精算する。受注者は、業務完了にあたって経費精算報告書を作成し、発注者は精 算報告書ならびに証拠書類を検査し、検査結果及び精算金額を通知する。受注者は、 同通知に基づき、請求書を発行する。

3. その他留意事項

- (1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名(支払者)、③領収書発行者(支払先)、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構 と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。 受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さ い。
- (3) 謝金の支払いを実施していただく際、支払相手方が個人の場合には、原則とし

て源泉徴収の手続きを実施していただく必要があります。業務内容によって は、

旅費・交通費についても源泉徴収の対象となります。謝金の支払いについての詳細は、以下 URL をご確認下さい。

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/mynumber hoshu.pdf

なお、2023 年 10 月 1 日より、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されたことに伴い、謝金の支払いにおいても消費税の課税対象となりインボイス制度が適用されるため、支払い先から JICA 宛ての下記事項が記載された「適格請求書」を提出してもらう。

【適格請求書記載事項】

- 1. 適格請求書発行事業者の氏名または名称及び登録番号 (免税事業者の場合、登録番号不要)
- 2. 取引年月日(実施年月日)
- 3. 取引内容
- 4. 税率ごとに区分して合計した金額(税抜または税込)及び適用税率
- 5. 消費税額等(端数処理は1請求書あたり、税率ごとに1回ずつ)
- 6. 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

積算様式

1. 業務の対価(報酬)(税抜)

(円)

| | 日額単価 | 人日 | 計 |
|------------|------|----|---|
| 総括 | | | |
| 総括以外の業務従事者 | | | |
| 計 | | | |

| 2. | 直接経費 | (税抜) |
|----|------|------|
| | 出張経費 | |

| Ш | (定額) |
|---|------|
| | (た似) |

第5 契約書(案)

業務委託契約書

1. 業務名称 ●●●●●●●●●●●●●●

2. 契約金額 金00.000.000円

(内 消費税及び地方消費税の合計額 0,000,000円)

3. 履行期間 20●●年●●月●●日から

20●●年●●月●●日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構中国センター 契約担当役所長 ●●●(以下「発注者」という。)と●●●● ●●●●● ●●●●(以下「受注者」という。)とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総 則)

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書 I 「業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)に定義する業務を、善良な管理者の注意義務をもって誠実に履行し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
 - 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を実施 するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるもの とする。
 - 3 頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」(以下「消費税等」という。)とは、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づくものである。
 - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
 - 5 本契約の履行及び業務の実施(安全対策を含む。)に関し、受注者から発注者に 提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に定義する監督職員を経由

して提出するものとする。

- 6 前項の書類は、第 5 条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
- 7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。
- 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本 契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償 金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

(業務計画書)

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。)以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を 得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
 - 2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は 請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。
 - (1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。
 - (2)発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の通知を求めることができる。
 - (3) 第18条第1項第8号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

(監督職員)

第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構中

国センター 市民参加協力課長の職にある者を監督職員と定める。

- 2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限 を有する。
- (1) 第1条第5項に定める書類の受理
- (2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、 承諾及び協議
- (3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会
- 3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。
- (1)指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限 に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2)承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権 限に基づき了解することをいう。
- (3)協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論 を得ることをいう。
- (4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書に 基づき業務が行われているかを確認することをいう。
- 4 第 2 項第 2 号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。
- 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。
- 6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本契約の業務の履行状況 の報告を求めることができる。

(業務責任者)

- 第6条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。
 - 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。
 - 3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、 損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に 係るものを除く。)を有するものとする。

(業務内容の変更)

- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により 業務内容の変更を求めることができる。
 - 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業

務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 3 第 1 項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
- 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ 現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しな ければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協 議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

第8条 業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第9条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償 を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき 事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の 責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、 この限りでない。
 - 3 前二項の場合において、その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(報告書)

- 第10条 受託者は、本契約の業務の進捗について四半期ごとに業務実施報告書を当該 四半期終了月の翌月末日までに委託者に提出しなければならない。ただし、契約終了 日を含む四半期については、提出を必要としない。
- 2 委託者は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、その日から起算して 30 日以内(暦日とする。以下同じ。)に、その内容について検査を行い、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 前項の検査の結果、報告書の補正を命ぜられたときは、受託者は遅滞なく必要な補正を行い、委託者に補正完了の届を提出し、再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用する。
- 4 受託者は、前項の規定による委託者の指示を受けたときには、業務実施報告書の補 正等必要な措置を遅滞なく実施し、その内容につき委託者に報告し、委託者の検査を 求めなければならない。

5 第1項に規定する業務実施報告書について、第2項又は第4項の規定に基づき委託者が検査を終えたとき、その所有権が受託者から委託者に移転する。

(検査)

- 第 11 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を 提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、 第 14 条に規定する経費確定(精算)報告書に代えて、附属書 II「契約金額内訳書」 (以下「契約金額内訳書」という。)に規定する単価等に基づき確定した経費の内 訳及び合計を業務完了届に記載することができる。
 - 2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が 完了した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができ る。発注者が受注者に対し、当該部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、 受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。
 - 3 発注者は、前2項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第12条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果物等の取扱い)

- 第13条 受注者は、業務仕様書に成果物(以下「成果物」という。)が規定されている場合は、成果物を、業務仕様書に成果物が規定されていない場合は、業務実施報告書(以下「業務実施報告書」という。)を、第11条第1項及び第2項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第11条第3項に規定する検査を受けるものとする。
 - 2 前項の場合において、第 11 条第 3 項に定める検査の結果、成果物及び業務実施 報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注 者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、 再検査の期日については、第 11 条第 3 項の規定を準用する。
 - 3 受注者は、業務仕様書に業務提出物(以下、「業務提出物」という。)が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定(内容、形態、部数、期限等)に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。
 - 4 受注者が提出した成果物、業務実施報告書及び業務提出物(以下総称して「成果

物等」という。)の所有権は、それぞれ第 11 条第 3 項に定める検査合格又は前項に 定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。

- 5 受注者が提出した成果物等の著作権(著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。)は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第 11 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は改変については、受注者は発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、成果物等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。
- 6 前項の規定は、第 12 条、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の 規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

(成果物等の瑕疵担保)

- 第14条 発注者は、前条第4項による所有権の移転後において、当該成果物等に瑕疵 が発見された場合は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求 し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
 - 2 前項において受注者が負うべき責任は、前条第 1 項及び 2 項の検査の合格をもって免れるものではない。
 - 3 第 1 項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、前条第 4 項の所有権の 移転後、1 年以内に行わなければならない。

(経費の確定)

- 第 15 条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、経費確定(精算)報告書(以下「経費報告書」という。)を提出しなければならない。 ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
 - 2 受注者は、第11条第2項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して30日以内に、発注者に対し、 当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度 末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
 - 3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行う に当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出し なければならない。

として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して 30 日以内に、これを 受注者に通知しなければならない。

- 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。
- (1)業務の対価(報酬) 契約金額の範囲内において、定められた単価及び実績による。
- (2) 直接経費 契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。

(支払)

- 第 16 条 受注者は、第 11 条第 3 項による検査に合格し、前条第 4 項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。
 - 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起 算して30日以内に支払を行わなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容 の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を 受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正さ れた支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日 数に算入しないものとする。

(四半期部分払)

- 第 17 条 受託者は、第 10 条第 5 項に定める業務実施報告書の所有権の移転を完了したときは、当該四半期に係る契約金相当額(以下「四半期契約金相当額」という。)について、次項及び第 3 項に定めるところにより部分払を請求することができる。
- 2 前項の四半期契約金相当額は、受託者が提出する経費精算報告書に基づき、委託者が定め、受託者に通知することとする。
- 3 受託者は、前項の通知を受けたときは、書面により部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、請求書を受領した日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における損害の賠償)

- 第 18 条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、 発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果 品の引き渡しを請求することができる。
 - 2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた部分に相当する金額 を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とす る。
 - 3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が支払義務を負う契約金額の支払が

遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(天災その他の不可抗力の扱い)

- 第19条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者 双方の責に帰すべからざるもの(以下「不可抗力」という。)により、発注者、受 注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後 遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、また、 発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、そ の後の必要な措置について協議し定める。
 - 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は 契約違反とはみなさない。

(発注者の解除権)

- 第20条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - (1)受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2)受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (3) 受注者が第22条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
 - (4) 第25条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
 - (5) 受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
 - (6)受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別 清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があ ったとき。
 - (7)受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
 - (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会勢力」という。)であると認められるとき。

- ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
- ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 二 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る 目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしてい るとき。
- ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又 は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、 若しくは関与しているとき。
- へ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不 当に利用するなどしているとき。
- ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等 にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が 受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合(前項第4号の場合を除く。)は、受注者は発注者に対し契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。)の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(発注者のその他の解除権)

- 第 21 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。
 - 2 第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益を合算した金額とする。

(受注者の解除権)

第22条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが 不可能となったときは、本契約を解除することができる。 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第 23 条 発注者は、本契約が解除された場合においては、業務の出来高部分のうち、 検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた ときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する発注済金額を支払わなければ ならない。

(調**查**•措置)

- 第24条 受注者が、第20条第1項各号又は第25条第1項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。
 - 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を 判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認め るときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行う ことができるものとする。
 - 3 発注者は、第20条第1項各号又は第25条第1項各号に該当する不正等の事実 を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
 - 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

- 第25条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使 の有無にかかわらず、受注者は契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった 場合には、変更後の契約金額とする)の10分の2に相当する金額を違約金として 発注者の指定する期間内に納付しなければならない。
 - (1)次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法(明治40年法律第45号)第198条(贈賄)又は不正競争防止法(平成5年法律第47号)第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。
 - イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的
 - ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注 又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為 が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違 反行為が行われた場合に限る。)
 - (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁

止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下、「独占禁止法」)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

- (3)公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人)が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
- (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者 (受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか)が認 めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を 行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切 な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者 が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者 に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じた ときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
- (6) 第15条に定める経費確定(精算)報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の 規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額 は契約金額の10分の2を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えると きは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することがで きるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第20条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第1条第8項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。
- (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、

違反行為への関与が認められない者

- (2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、 当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員(以下「免責構成員」という。)がいる場合は、当該 共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して 支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

(賠償金等の徴収)

- 第26条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払 わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日 から契約金額支払いの日まで年2.7 パーセントの割合で計算した利息を付した額 と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追加徴収する。
 - 2 前項の追加徴収をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.7 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

- 第27条 受注者(第4条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。)は、業務の実施上知り得た情報(以下「秘密情報」という。) を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。
 - (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
 - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
 - (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
 - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
 - 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は 複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
 - 3 受注者は、本契約の業務に従事する者(下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。)が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反 行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置 を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならな い。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務 所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切で ある場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を 含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した 複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元で きないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知 しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(個人情報保護)

- 第28条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報(「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。)第2条第5項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。)を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。
 - (1)業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
 - イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、 複製してはならない。
 - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
 - (2)業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
 - (3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。
 - (4)保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則(平成17年細則(総)第11号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
 - (5)発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
 - (6)保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したとき は、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やか に発注者に報告し、その指示に従うこと。

- (7) 受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、 保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受 注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる 保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、 当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発 注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(特定個人情報保護)

- 第28条の2 第27条及び前条の規定にかかわらず、受注者は、本契約において、特定個人情報等(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項で定める個人番号及び同条第8項で定める特定個人情報を指し、以下「特定個人情報等」という。)に係る関係事務を実施する場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。
 - (1)業務従事者等に次に掲げる行為を遵守させること。
 - イ 特定個人情報等は、受注者が本契約に基づき行う個人番号関係事務(番号 法第2条第11項に定義される「個人番号関係事務」を指す。)の履行に必要 な範囲を超えて利用してはならない。
 - ロ 特定個人情報等を複製したり、受注者の事業所等の外へ持ち出してはなら ない。
 - ハ 特定個人情報等は秘密として保持し、第4条第1項に基づき第三者に業務 の実施を委託する場合を除き、第三者に提供してはならない。
 - (2)業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある番号法が定める 罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
 - (3)特定個人情報等の管理責任者と担当者を別途文書にて定めること。
 - (4)特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じること。
 - (5)本契約の業務従事者等に対して、特定個人情報等の取扱いについての教育を 実施すること。また、発注者の求めに応じてその教育を実施したことを証明す る文書を提出すること。
 - (6)委託された特定個人情報等の漏えい等の事案発生時における対応をあらかじめ定めること。
 - (7) 第27条第6項に基づき、特定個人情報等を破棄又は返却すること。この場合に第27条第6項中の「秘密情報」は、「特定個人情報等」と読み替える。特定個人情報等を破棄又は返却した場合には、発注者に対して当該特定個人情報等を破棄又は返却したことを証明する文書を提出すること。
 - (8)発注者は、受注者の事業所等において、特定個人情報等が適切に管理されて

- いるか、年1回以上の定期的検査等により確認し、その結果を記録するとともに、管理状況が不適切である場合には、改善を指示することができる。受注者は改善を指示された場合には、その指示に応じること。
- (9)前号に限らず発注者の求めがあった場合は、受注者は特定個人情報等の管理状況を書面にて報告すること。

(情報セキュリティ)

第 29 条 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程(平成 29 年規程(情) 第 14 号)及び情報セキュリティ管理細則(平成 29 年細則(情)第 11 号)を準用し、 当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第30条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任 と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるもの とする。

(業務災害補償等)

第31条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(業務引継に関する留意事項)

第32条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何 を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによるところ に従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じる か、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

- 第33条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に 公表されることに同意するものとする。
 - 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
 - (1)発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
 - (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
 - (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)

- (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
- (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第13章第7節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第34条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第35条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

(合意管轄)

第36条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を 問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を 保持する。

20●●年●●月●●日

発注者 広島県東広島市鏡山3丁目1番地1 独立行政法人国際協力機構 中国センター 契約担当役 所 長 〇〇 〇〇 受注者

[附属書 I]

業務仕様書

第2 業務仕様書を参考にしてください。

[附属書Ⅱ]

契約金額内訳書

| <u>1.</u> 業務の対価(報酬) | ●●●●●● |
|---------------------|----------|
| (ア)業務人件費 | ●●●●●●円 |
| (イ)管理費 | ●●●●●●円 |
| <u>2.</u> 直接経費 | ●●●●●円 |
| 3. 合計 | ●●●●●円 |
| (内、消費税 | ●●●●●●円) |

別紙

業務実施報告書

- 1. 実施事業名
- 2. 実施件数
- 3. 実施期日・時間
- 4. 参加者数
- 5. 参加者名、参加団体名
- 6. 実施内容
- 7. 実施状況・成果等
- 8. その他所感(問題点および対応策・改善策を含む。)

(必要に応じ、写真、資料等を添付のこと。)

以上

様式集

<参考様式>

以下の様式を当機構ウェブサイト(URL は下記参照)よりダウンロード可能です。

- (1) 入札手続に関する様式
 - ① 競争参加資格確認申請書
 - ② 委任状 (特定案件委任状)
 - ③ 委任状(入札会に関する一切の権限)
 - ④ 入札書
 - ⑤ 共同企業体結成届(共同企業体の結成を希望する場合に使用)
 - ⑥ 質問書
 - ⑦ 機密保持誓約書
- (2) 技術提案書作成に関する様式
 - ① 技術提案書表紙
 - ② 技術提案書参考様式 (別の様式でも提出可)

URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

手続·締切日時一覧(22a●●●)

公告日 2023/11/1

| | | | | メール送付先 | <u>iicacice@jica.go.jp</u> |
|-----|---|-------------------|---|---------------------------------------|--|
| No. | 入札説明書該当箇所 | 授受方法 | 提出期限、該当期間 | メール件名 | 備考 |
| 1 | 入札説明書に対する質問の提出 | メール | 公告日から2023年11月13日(月) 正午まで | 【質問】(調達管理番号)_(法人名)_入札説明書 | _ |
| 2 | 質問に対する機構からの回答掲載 | ı | 2023年11月15日(水) | | 機構がHPに掲載。但し、質問がない場合は、掲載はありません。 |
| 3 | 競争参加資格申請書の提出 | メール・郵 送・持参 | 2023 年11月20日(月)正午まで | | 入札会への参加方法を競争参加資格確認申請書に記載いただく担当者連絡先へ電子メールにて案内します。 |
| 4 | 競争参加資格確認結果の通知 | メール | 2023年11月27日(月)まで | _ | 機構から通知します。 |
| 5 | 技術提案書のGIGAPODフォルダ作成依頼 | メール | 2023年12月1日(金)から12月6日(水)の正午まで | 【作成依頼】技術提案書提出用フォルダ_(調達 管理番号)_(法人名) | 期日までに技術提案書のGIGAPODフォルダ作成依頼 をお願いいたします。 |
| 6 | 技術提案書の提出 | GIGAPOD・ 郵送・持参 | 2023年12月20日(水)正午まで | - | 技術提案書はパスワードを付せずGIGAPODファイル に格納してください。 |
| 7 | 技術提案書の格納完了の連絡(GIGAPODで 提出の場合) | メール | 同上 | | 技術提案書 PDF ファイルのアップロード完了後、 格納が完了した旨をメールでご連絡ください。 |
| 8 | 技術提案書の審査結果の通知 | メール | 2023年12月27日(水)まで | - | _ |
| 9 | 入札書の提出 | メール・郵 送・持参 | 2024年1月5日(金)正午まで | 【掟山】(嗣连官理备专)_(法人右)_人化者 | 入札書はパスワードを付して、メールで提出してください。入札書のパスワードは入札会開始時間から10分間の間にご提出いただきますのでご留意ください。 |
| 10 | 入札執行(入札会)の日時及び場所等 | | 2024年1月10日 (水) 10時 場所 (JICA中国 2階 ブリーフィング・オリエン テーションルーム) | _ | _ |
| 11 | Microsoft Teamsの接続開始 (入札会オンライン参加の場合) | Teams | 2024年1月10日(水)9時55分 | _ | 入札開始時間になってもMicrosoft Teamsに接続できない場合には機構に連絡ください。 |

| 12 入札書のパスワードの提出 メール 2024年1月10日 (水) 10時~10時10分 | 【PW】 (調達管理番号) _ (法人名) _入札書 | 入札会開始時間~10分間となります。 |
|---|----------------------------|--------------------|
|---|----------------------------|--------------------|